江 戸 Ш $\overline{\mathsf{X}}$ 議 会 議 員 の 議 員 報 酬 及 び 費 用 弁 償 等 に 関 す る 条 例 の 部 を 改 正

江 戸 Ш る 条 \overline{X} 議 例 会 議 員 の 議 員 報 酬 及 び 費 用 弁 償 等 に 関 す る 条 例 昭 和 Ξ + 年 +

戸 Ш X 条 例 第 + Ξ 号 の 部 を 次 の ょ う に 改 正 す

る

月

す

江

附則に次の一項を加える。

5 平 成 _ + 兀 年 \equiv 月 に 支 給 す る 期 末 手 当 に 関 す る 第 八 条 第 = 項 の 規 定 の 適

用

に

l١ τ は 同 項 中 \neg 百 分 の + 五 _ لح あ る の は 百 分 の +**_** لح す る

つ

こ の 条 例 は ` 公 布 の 日 か 5 施 行 す る

付

則

平 成 + 四 年 Ξ 月 支 給 期 の 期 末 手 当 の 支 給 月 数 を 引 き 下 げ る 必 要 が あ る の で

本案を提出いたします。

説

明